つかだファミリークリニック　訪問看護ステーション

（訪問看護・介護予防訪問看護）運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、医療法人社団つかだファミリークリニックが設置する、つかだファミリークリニック訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

２　ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

３　ステーションは事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第３条　ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

２　ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第４条　訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名称：つかだファミリークリニック訪問看護ステーション

（２）所在地：千葉県成田市郷部２９２番地１　クローバーホーム成田１階Ａ号室

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）管理者：看護師　１名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（２）看護職員：看護師又は准看護師　　常勤換算２．５人以上

訪問看護計画及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第６条　ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

（１）営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から翌年１月３日までを除く。

（2）営業時間：午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
２　常時２４時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）
第７条　居宅（介護予防）サービス計画に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
ただし、医療保険適用となる場合を除く。

※　介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

（訪問看護の提供方法）
第８条　訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
（１）　利用者が各市町村に設置されている地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所に相談し、居宅（介護予防）サービス計画の作成を受ける。その後、利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画を作成し、訪問看護を実施する。
（２）　利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）
第９条　訪問看護の内容は次のとおりとする。
（１）　療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
（２）　診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
（３）　リハビリテーションに関すること。
（４）　家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

（緊急時における対応方法）
第１０条　看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
２　前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料等）
第１１条　ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅（介護予防）サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の自己負担額を徴収するものとする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
２　ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、重要事項説明書別表料金表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
（１）　死後の処置：１５，０００円
（２）　次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合の交通費　実費
公共交通機関　実費
自動車：１５０円／２km
タクシー：実費相当額

（通常の事業を実施する地域）
第１２条　ステーションが通常の事業を行う地域は、成田市、富里市、酒々井町、栄町、印西市とする。

（相談・苦情対応）
第１３条　ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
２　ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から２年間保存する。

（事故処理）
第１４条　ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
２　ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から２年間保存する。
３　ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）
第１５条　ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
（１）　採用後１ヶ月以内の初任研修
（２）　年２回の業務研修
２　職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
３　ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保管しなければならない。

（虐待防止に関する事項）
第１６条　ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
（２）　虐待の防止のための指針を整備する。
（３）　看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事業継続計画）
第１７条　ステーションは、 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）
第１８条　ステーションは、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（ハラスメント対策）
第１９条　ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、 従業者の就業環

境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
2　ステーションは、提供した訪問看護に対する利用者又はその家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

（附則）
この規程は、令和７年７月１日から施行する。